



2021年度協約改訂で改善を勝ち取ろうシリーズ⑤

「年休は欠勤だ」「トイレに行きたければ列車を止めろ」聞き耳もたず！ 2021年度労働協約改訂第4回団交

本部は8月27日、2021年度労働協約改訂及び労働条件改善の第4回団体交渉を開催しました。今回は、安全問題と労働条件の一部について議論しました。全てにおいて対立でした。

事故等が発生した場合は労働組合の申し入れに基づき団体交渉を開催せよという要求に対し、会社は「協約に則り適切に対応する」と言うばかりで、本部は「団体交渉はやったとなどない。適切というなら開催せよ。団体交渉軽視だ」と主張しました。運転士資格を持った新幹線車掌の3人乗務について、会社は「トイレに行きたくなれば列車を停めてもらうのがルールだ。ルールに従えば事故にならない」と主張するだけでした。本部は「停止できる職場風土ができていないのが問題だ。在来線ではできている。国土交通相の意見でも改善を要請しているが、それを無視するのだな」と、主張しました。

新幹線ホームのスロープの増設について、会社は「バラストや曲線では設置はできない。新大阪駅では検討を進めている」と回答しました。本部は「ぜひ実現できるように。しかし、在来線では車いすの乗客を30分も待たせる場合があり、改善をすること」と要求しました。

年休について、取得日数が昨年の17日から16日になったことについて、会社は「一時帰休等で申し込みが減ったと思われる」と回答しました。退職時に保存休暇を全て付与せよという要求について、会社は「保存休暇を出すか出さないかは会社の権利だ」と主張したため、本部は「年休申し込みは労働者の権利だ。年休を流して会社は権利を奪ったのだ」と反論しました。また、「年休は欠勤か」という質問について、会社は「欠勤だ」として、認識の違いを鮮明にしました。そして、「新しい解説書」の存在についても、会社は「裁判に関わることは言わない」と、存在の有無を答えませんでした。

一方的休日出勤指定について、本部は「労基法上の『労働日』と会社が言う『就労義務がある日』は同じなのか、どこか違うのか。休日出勤指定日は労基法上の『労働日』なのか『休日』なのかどちらか」と質問しました。しかし、会社は「法律のことは専門家でないので回答しない」と逃げました。